

企業立地優遇制度の改正について

本市では、産業の集積と雇用の拡大を図るため、出雲市企業立地促進条例により企業立地優遇制度を設け、県と連携し企業の新規立地や事業拡張を支援しています。このたび県において、地元企業への支援強化等の観点から制度改正されたことに伴い、県と連携した効果的な誘致活動を行うため、本市においても次のとおり改正を行います。

1. 制度改正の要旨

◆製造業の認定要件の見直し

大企業の投資要件を引き上げる一方で、地元企業に対する雇用要件の緩和

①大企業の投資要件の引き上げ

【現 行】1 億円以上

【改正後】3 億円以上

②中小企業のうち地元企業の雇用要件の緩和

【現 行】5 人以上

【改正後】3 人以上

◇「中小企業」（製造業）とは、資本金3億円以下又は常用従業員数300人以下の企業

◇「地元企業」とは、登記上、県内に本社を置く企業（進出企業の現地法人を除く）

2. 施行時期

令和3年4月1日

《参考》

企業立地優遇制度〔改正後〕

（ ）は、増設の場合

助成金名称	立地区分	対象業種及び認定要件			助成内容	
		業種	増加固定資本額	増加常用従業員数	補助率等	限度額
企業立地助成金	新規増設	製造業	3億円以上	10人以上	増加固定資本額の10% (5%)	1億円
		中小企業	5千万円以上	5人以上		
		中小企業のうち 地元企業	5千万円以上	3人以上		
		ソフト産業	1千万円以上	5人以上	増加固定資本額の15% (10%)	1億円
家賃助成金	新規増設	ソフト産業	—	5人以上	事業所の賃貸料の1/3以内 【助成期間5年間】	2千万円/年
雇用促進助成金	新規増設	製造業	3億円以上	10人以上	増加常用従業員数(新卒・Uターン)×50万円(※) 【市内居住者】 ※人口減少地域に立地する企業は65万円	5千万円
		中小企業	5千万円以上	5人以上		
		中小企業のうち 地元企業	5千万円以上	3人以上		
		ソフト産業	—	5人以上	増加常用従業員数×50万円 (※) 【市内居住者】 ※人口減少地域に立地する企業は65万円	—